

警務甲達第29号
平成28年3月29日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程の解釈及び運用について

この度、福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程（平成26年福井県警察本部訓令第5号。以下「規程」という。）の一部を改正し、平成28年4月1日から施行することとしたので、下記の事項に留意し、適正な運用に努められたい。

なお、福井県警察条件付採用期間中の警察職員の免職及び降任取扱規程の解釈及び運用について（平成26年警務甲達第13号）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

記

1 目的（第1条関係）

- 条件付採用期間中の警察職員（以下「条件付採用職員」という。）に対する分限処分としての免職及び降任は、規程の定める手続にのっとり、厳正かつ公正に行わなければならない。
- 条件付採用の期間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）に基づき、警察官として採用された者にあつては警察学校において初任教養を修了するまでの期間、初任教養を行う必要がない警察官その他の職員にあつては条件付採用の期間の開始後6か月間（ただし、当該それぞれの期間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合は、実際に勤務した日数が90日に達するまでの期間）とする。

2 所属長の申立て（第3条関係）

- 免職等事由に該当すると認められる条件付採用職員を免職等処分の手続に付する必要があるか否かの認定は、事実調査により収集した資料を客観的かつ総合的に判断して行わなければならない。
- 所属長は、条件付採用職員が次表に掲げる免職等事由に該当するか否かについて、それぞれ同表の右欄に掲げる判断基準に従って判断するものとする。

免職等事由	判断基準
人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らし、勤務実績が良くない場合	福井県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年福井県警察本部訓令第39号）に規定する特別評価の評価項目等を事実を即して客観的かつ総合的に評価し、勤務実績が良くないと認められるとき。

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	本部長が指名する医師2名により、長期の療養又は休養によっても治癒し難い程度の心身の故障があると診断され、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えないと認められるとき。
その職に必要な適格性を欠く場合	福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程（平成12年福井県警察本部訓令第1号）に抵触する行為を行うなど、警察職員としての適格性を欠き、簡単に矯正することのできない素質、能力、性格等により職務の円滑な遂行に支障があると認められるとき。

3 警務課長の申立て（第4条関係）

本部の警務課長（以下「警務課長」という。）に条件付採用職員の実態に関する調査を行う責務を与えたのは、所属長の調査及び申立てを補完するためであり、警務課長は所属長からの申立ての有無にかかわらず、条件付採用職員に対して免職処分等に付する必要があると認めるときは、独立して警察本部長（以下「本部長」という。）に申立てをすることができる。

4 福井県警察条件付採用職員免職等処分審査委員会の設置（第5条関係）

条件付採用職員に対する免職等処分は、本来、任命権者である本部長の裁量行為であるが、当該処分をより慎重かつ公正に行うため、本部長の諮問機関として条件付採用職員免職等処分審査委員会（以下「委員会」という。）を設置したものである。

5 審査の要求（第7条関係）

所属長は、免職等処分に付すべき旨を申し立てられた条件付採用職員（以下「被申立者」という。）の勤務について、所要の措置を執る必要があると認めるとき、及び当該条件付採用職員に制服や警察手帳、拳銃等の支給品及び貸与品を所持させておくことが適当でないと認めるときは、速やかに警務課長を経由して本部長に上申しなければならない。

6 委員会の審査（第8条関係）

- (1) 委員会に審査の要求があったときに被申立者にその旨を通知することとしたのは、条件付採用職員が免職等処分手続に付されていることを知らずに免職等処分が行われることがないようにするための配慮及び規程第11条第1項の規定により口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を要求することができることの告知のためである。
- (2) 委員会の審査は、書面による審査を原則とし、被申立者が口頭審査を要求したとき、及び委員会が必要と認めたときのみ口頭審査を行うこととした。
- (3) 被申立者が口頭審査を要求したときに、その要求のあった日から7日間は委員会の審査を行わないこととしたのは、規程第12条第2項及び第3項の規定による被申立者の権利行使に配慮したためである。
- (4) 委員会の意思決定は、多数決により行う。これは、書面による審査と口頭審査のいずれにも共通する事項である。また、審査の公平性を担保するため、委員が被申立者の所属長であるときは、当該委員に議決権を与えない。
- (5) 委員長は、免職等処分を必要と認める事案のうち、事実関係、処分の種別及び程度が明白であるものは、委員会を開催せず、持ち回りにより審査できることとした。

7 除斥（第10条関係）

審査の公平性を担保するため、委員長又は委員の親族が被申立者であるときは、委員長又は当該委員を除斥することとした。

8 口頭審査の手続（第11条関係）

- (1) 所属長は、被申立者が免職等処分審査通知書の受取を拒んだとき、又は口頭審査を要求し、若しくは口頭審査を要求しない旨を明らかにした書面を提出したときは、直ちに警務課長を経由して委員長に報告しなければならない。
- (2) 委員長は、(1)の報告に基づき、審査の期日及び方法を決定するものとする。
- (3) 口頭審査を要求した被申立者が正当な理由なく審査期日に出席しないときは、弁明、証言等を行う権利を放棄したものと認め、当該口頭審査を書面による審査に代えるものとする。

9 証拠及び証人（第12条関係）

証人の呼出しは、委員長が口頭又は書面により行うものとする。

10 免職等処分の手続（第14条関係）

- (1) 本部長は、委員会の勧告に基づいて免職等処分を行うものであるが、必ずしもこの勧告に拘束されるものではない。
- (2) 所属長は、免職等処分書の交付に当たっては、被申立者から受領書を徴するものであるが、この場合において、被申立者から受領書を徴することができなかつたときは、書面によりその状況を本部長に報告しなければならない。